

**P D C Aサイクルに基づく
成果志向の行財政運営基本システム
導入基本計画**

平成 1 9 年 3 月
北 海 道

= 目 次 =

第1節 基本方針

1 目 的	・・・・・・・・	1
2 現状認識と対応方針		
(1) 現状認識	・・・・・・・・	2
(2) 対応方針	・・・・・・・・	3

第2節 導入計画

1 P D C Aサイクルに基づく年間施策推進フローの確立	・・・・・・・・	5
2 新しい総合計画を起点とする施策推進体系	・・・・・・・・	9
3 政策評価制度の見直し	・・・・・・・・	10
4 予算編成手続きの見直し	・・・・・・・・	11
5 組織編成手続きの見直し	・・・・・・・・	12
6 行財政改革の推進	・・・・・・・・	13
7 推進体制の構築	・・・・・・・・	13
8 導入手法		
(1) 試行実施及び本格導入に向けての考え方	・・・・・・・・	13
(2) 導入スケジュール	・・・・・・・・	14
(3) 導入対象	・・・・・・・・	15
(4) その他	・・・・・・・・	15

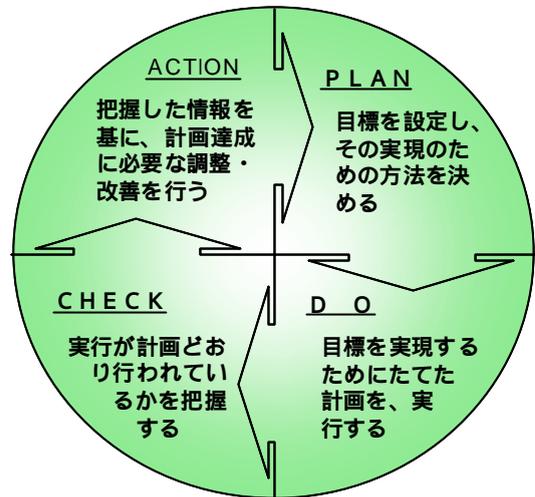
資 料 編

第1節 基本方針

1 目的

道財政が未曾有の危機的状況にある今、持続可能な行財政構造を確立していくためには、昨年2月に策定した「新たな行財政改革の取組み」に基づき、道政のあり方を抜本的に見直し、これまで以上に、政策の合理的な選択と質の向上を図ることにより、限りある財源、人員等を効果的に活用していくことが求められる。

このため、「PDCAサイクルに基づく成果志向の行財政運営基本システム」を確立し、政策評価・予算・組織のより一体的な運営を実現することにより、「最少の経費で最大の効果を上げる」という自治体運営効率化の基本的な考え方に基づき、真に「道民のために働く道庁」として、行政運営の効率化と行政サービスの維持向上を目指すこととする。



【図 - 1 PDCAサイクル概念図】

2 現状認識と対応方針

現在の道政運営は、「北海道行政基本条例」をその基本指針として、総合計画(*1)が示す方向に基づき、効果的かつ効率的に政策を推進するとともに、道民への説明責任を果たすため、道の施策や事業を対象として政策評価を実施し、その結果を翌年度の予算編成や組織機構改正などに反映することとしている。

しかしながら、現行の総合計画である「第3次北海道長期総合計画」(以下、「3次長計」という。)は、平成19年度で計画期間を満了することから、現在、平成20年度を始期とする「新しい総合計画」の検討が進められており、計画を推進するための具体的な施策・事業体系のあり方などについても、新たに整理をする必要が生じている。さらに、政策評価制度についても、平成11年度の本格実施から8年が経過し、社会経済情勢の変化等に伴い、さらなる改善を図ることが必要となっている。

こうした状況を踏まえ、行政運営の効率化と行政サービスの維持向上という観点から、今後の道政運営のあり方を検討するに際しては、現行の行財政運営システムの問題点を体系的に整理した上で、施策推進サイクルの抜本的な見直しを行い、政策評価・予算・組織のより一体的な運営を実現していくことが求められる。

このため、以下に示すとおり、「総合計画」「政策評価制度」「予算編成手続き」「組織編成手続き」という道政運営に係る4つの視点から、現状の課題及びその対応方針を整理することにより、「PDCAサイクルに基づく成果志向の行財政運営基本システム」の導入に向けての基本方針を明らかにすることとする。

*1 : 長期的な展望に立って、道の政策の基本的な方向を総合的に示す計画であり、現在は「第3次北海道長期総合計画」に基づき道政を進めている。

(1) 現状認識

総合計画

「3次長計」においては、その目標達成に向けた具体的な施策の進め方や主な事業を「実施計画」として策定し、その推進を図ってきたところであるが、「新しい総合計画」については、施策や事業を長期にわたって固定するものとせず、長期的視点に立った確かなビジョンとそこに至る道筋（戦略）を提示するものとし、個別具体的な施策・事業を盛り込んだ特定分野別計画(*2)や施策・事業プログラム(*3)を、その推進手段として明確に位置づけ、総合計画と一体で推進することにより、経済社会情勢の変化に柔軟に対応することとしている。

このため、総合計画と特定分野別計画や施策・事業プログラムに基づく施策推進体系を整理するとともに、総合計画の推進状況を的確に把握し、政策展開の基本方向など、総合計画の必要な見直しを可能とする手続きを確立することにより、一層効果的かつ効率的に事務事業を推進することが可能となるシステムを構築し、総合計画の実効性の確保を図っていく必要がある。

政策評価制度

政策評価は、道政運営の基本システムとして、政策重視・成果重視の視点に立ち、施策の成果や施策目標に対する事業の効果などを検証し、その結果を政策の展開や予算編成、施策・事業の見直しなど道政の各分野に反映させるとともに、時代の変化や住民ニーズなどを踏まえた合理的な政策の選択や行政の説明責任を遂行するために設けられた制度である。

しかしながら、現下の厳しい財政状況において、多様化する住民ニーズに着実に対応するためには、国・市町村及び民間との役割分担を整理した上で、定量的な成果指標(*4)の設定や投入資源の的確な把握などにより評価の客観性を確保し、評価結果と政策のさらなる連動を図るなど、政策評価制度のより一層の充実を図っていく必要がある。

予算編成手続き

予算編成手続きについては、「新たな行財政システム改革の実施方針（平成15年9月）」に基づき、グループ制の導入に合わせた予算の大事業化や予算流用の弾力化、継続事業の政策評価結果に基づく予算編成の実施等、予算関連業務の簡素化に向けた取組みが進んでいるところである。

今後は、持続可能な行財政構造の確立に向けて、収支見通しを踏まえて配分される財源の範囲内で、施策の優先度に基づく予算の重点配分の徹底を図るとともに、経費見直し及び歳入確保努力に伴うメリットシステム(*5)の検討など、さらなる取組みを進めていく必要がある。

*2 : 特定分野における政策の基本的な方向等を明らかにする計画。3次長計においては、法令等や行政推進上の必要性などに基づき策定される個別計画として定義されている。

*3 : 中期的に取り組むべき重点的な施策や事業などを盛り込んだ、知事の任期に合わせて策定する計画であり、知事公約の実行計画が策定される場合は、それをもって施策・事業プログラムとすることとしている。

*4 : 受益者（道民など地域住民）の観点からとらえた具体的な効果や効用を基準とする行政活動の成果（政策・施策の成果）を測る指標のこと。

*5 : いわゆる「予算の使い切り」は正等のため、予算執行上の経費削減努力、増収努力などに基づき次年度以降の予算編成枠にインセンティブを付与する制度のこと。

組織編成手続き

これからの道の組織機構については、職員数の適正化の状況や民間開放の推進、事務事業の見直しなどを踏まえつつ、多様化する道民ニーズなどに基づいて、道政上の諸課題に迅速かつ着実に対応できるよう、業務目標の達成に向けて効果的に事務事業を処理し得る執行体制の確立を目指し、必要な見直しを行っていく必要がある。

このため、政策評価と組織編成手続きの連動により、組織単位の業務目標や成果指標の明確化を図るとともに、事務事業の執行に要する人件費や業務量を的確に把握する仕組みを確立した上で、各部局において機動的な組織機構改正が可能となる手続きの導入を図っていく必要がある。

(2) 対応方針

これらの現状認識を踏まえ、個々の課題間の相互関連を考慮した上で総合的な解決を図るため、「新しい総合計画」の始期である平成20年度を目途として、以下の方針に基づき、「PDCAサイクルに基づく成果志向の行財政運営基本システム」の構築を目指すこととする。

目標管理型行政運営システムの構築

「目標管理型行政運営システム」とは、住民ニーズを起点として各組織の使命や達成目標を明らかにした上で、事務事業の実施状況を体系的に管理することによりその達成状況を自ら評価し、今後の事務事業の見直しや業務プロセスの改善に活用するという行政運営手法のことである。

「新しい総合計画」が示す「めざす姿」の実現に向けては、既述のとおり、その推進手段である特定分野別計画及び施策・事業プログラムに基づく施策推進体系を効率的に管理することが重要であるため、「目標管理型行政運営システム」を導入することにより、組織単位の業務目標や成果指標を明確化し、個々の職員が達成目標を共有しながら事務事業を実施することを可能とするなど、実効性の高い施策の展開を図っていくこととする。

政策評価・予算・組織のより一体となった施策推進サイクルの確立

「目標管理型行政運営システム」により明確化された業務目標を達成し、施策・事務事業の着実な推進を図るためには、評価結果を予算・組織編成へ確実に反映し、政策展開に繋げる施策推進サイクルを確立しなくてはならない。

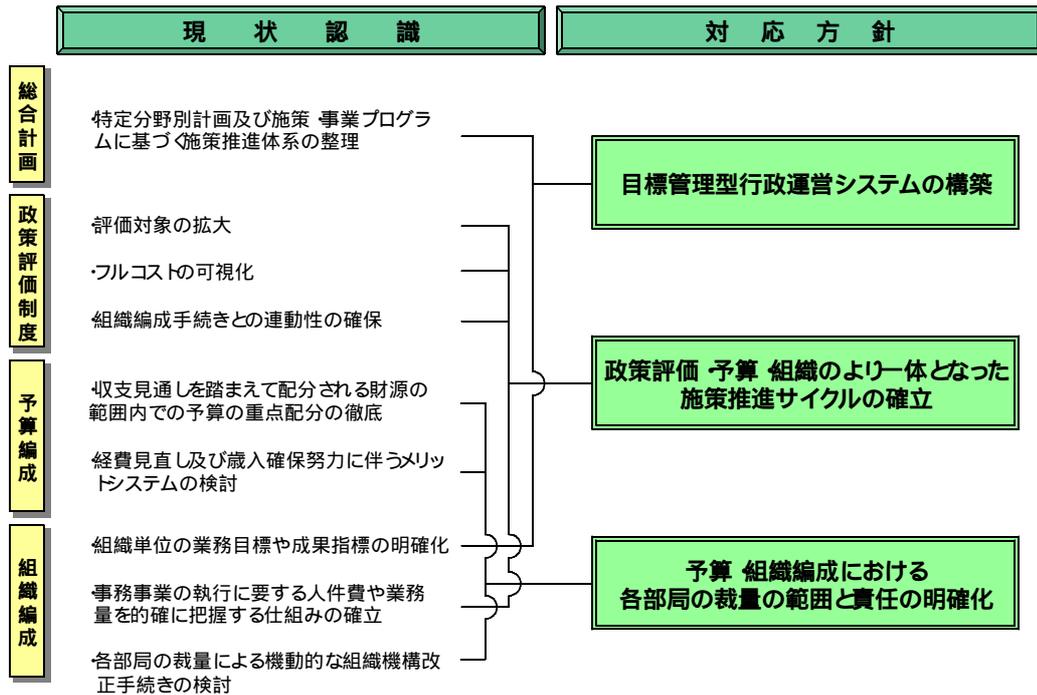
このため、政策評価の対象を業務目標の達成に係る全ての事務事業へと拡大するとともに、事前評価の本格導入による予算編成手続きとの連動強化や、事務事業の執行に要するフルコスト(*6)の可視化による組織編成手続きとの連動など、政策評価・予算・組織のより一体となった運営の実現を目指すこととする。

*6 : 直接、間接を問わず、事務事業の遂行をする上で必要なコストのこと。直接事業費の他に、人件費や間接費等を含む。

予算・組織編成における各部局の裁量の範囲と責任の明確化

厳しい財政状況の下で、道政上の諸課題に柔軟かつ機動的に対応するためには、政策評価の結果を踏まえ配分された財源の中で、効果的・効率的に事務事業を実施することが可能となる体制を確立する必要がある。

このため、経費見直しや歳入確保努力に伴うメリットシステムの導入や配分された財源・定数内での事務事業や組織機構改正の確実な実施など、予算・組織編成における各部局の裁量の範囲と責任の明確化を図ることとする。



【図 - 2 現状認識に基づく対応方針の関連】

第2節 導入計画

前節で示した『基本方針』に基づき、「P D C Aサイクルに基づく成果志向の行財政運営基本システム」を導入するため、その具体的な作業方針及び導入スケジュール等を、「導入計画」として以下のとおり整理する。

1 P D C Aサイクルに基づく年間施策推進フローの確立

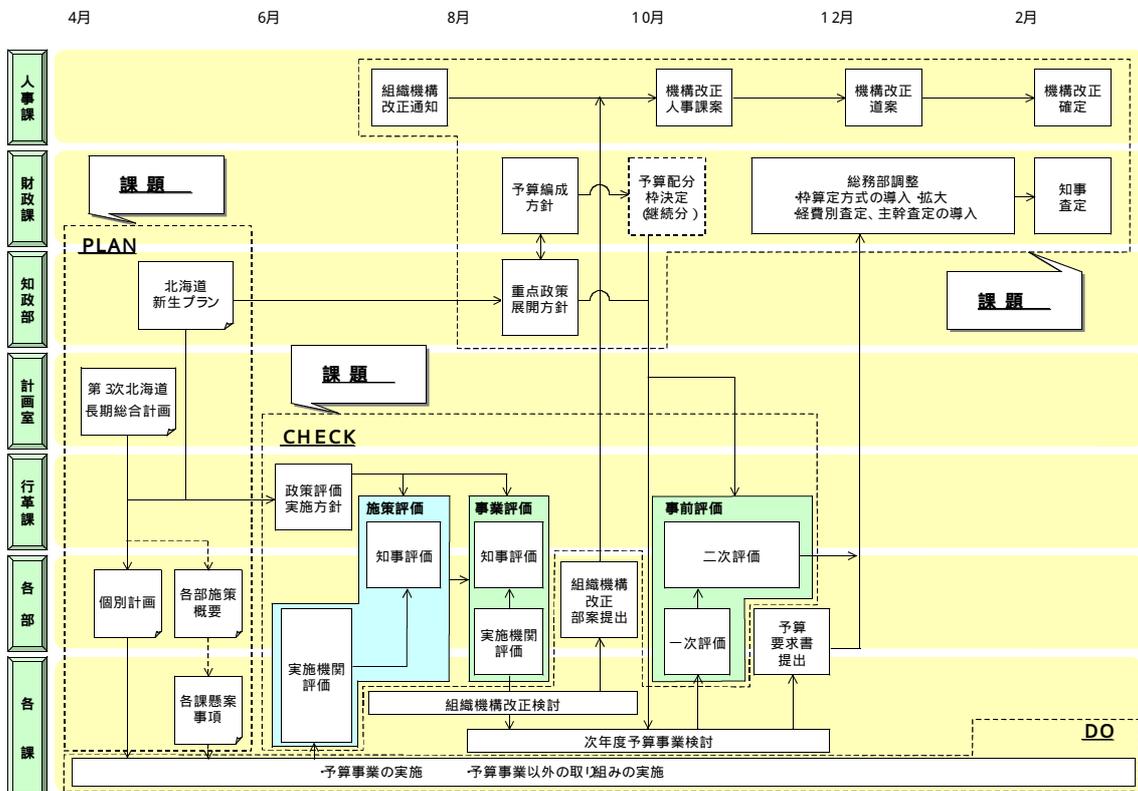
P D C Aサイクルの基本理念は、「計画（Plan）を着実に実行（Do）し、その結果を客観的に評価（Check）することにより改善（Action）につなげる」ことであるが、現在の年間施策推進フローは、図 - 1 に示すとおりとなっており、

現行の3次長計においては、知事公約の実行計画や法令等に基づき策定される個別計画などといった、実際に各部局が進める施策との関連が明確化されていない

[計画（Plan）フェーズ]と[実行（Do）フェーズ]の連携が不十分
 厳しい財政状況等の影響から、評価結果と計上予算に一部乖離が見られるとともに、人的資源に係るコストを評価に取り入れていないため、組織編成への活用が十分に図られていない

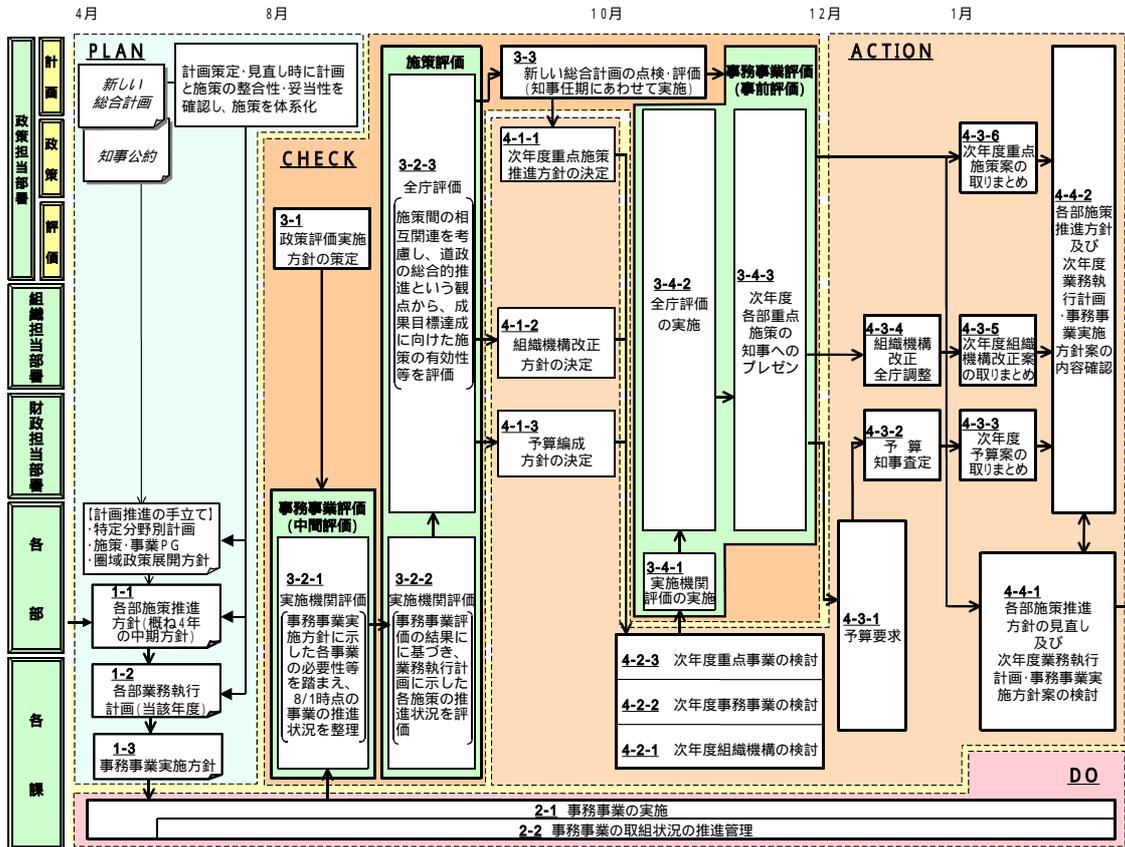
[評価（Check）フェーズ]と[改善（Action）フェーズ]の連携が不十分
 次年度の事務事業の実施に向けて、計画をローリングする手続きが確立していない

[改善（Action）フェーズ]と[計画（Plan）フェーズ]の連携が不十分など、各フェーズの取組みが十分に連携していないという課題を有している。



【図 - 1 現行の年間施策推進フロー】

このため、図 - 2 に示す「PDCAサイクルに基づく年間施策推進フロー」を確立し、行財政運営構造の「全体最適化」を図ることにより、新しい総合計画を起点とする施策推進体系のもと、政策評価・予算・組織のより一体となった運営の実現を目指すこととする。



【図 - 2 PDCAサイクルに基づく年間施策推進フロー】

項 目	担当部署						項 目 概 要	備 考
	政策担当	組織担当	財政担当	各課	各課	各課		
1 計画フェーズ								
1-1 各部施策推進方針の策定							新しい総合計画に示された「めざす姿」を実現するため、各部署において取り組む中期(概ね4年)の施策推進方針を作成し、「各部署経営方針」として位置づける。	各部署単位で作成 ・計画策定・見直し時に計画と政策の整合性・妥当性を確認
1-2 各部業務執行計画の策定							各施策の達成目標を明確化するため、国・市町村及び民間との役割分担を整理した上で、「道民サービス」「財政コスト」「業務プロセス」「組織・人材」の視点から、具体的な取組みを推進する上での課題と目標を整理する。	各部署単位で作成 ・推進状況を施策評価で管理
1-3 事務事業実施方針の策定							各部署業務執行計画で示した業務目標を達成するため、実施する事務事業の実施方針を整理する。	各課室単位で作成 ・推進状況を事務事業評価で管理
2 実行フェーズ								
2-1 事務事業の実施							事務事業実施方針に基づき、具体的な取組みを実施する。	
2-2 事務事業の取組状況の推進管理							財源・人員の有効活用を図りながら、効果的な業務運営を実施するため、各グループ等で事務事業の推進状況の管理を行う。	
3 評価フェーズ								
3-1 政策評価実施方針の策定							「新たな行財政改革の取組み、等に基づく道の中長期の収支見通しや職員数適正化の考え方を踏まえ、当該年度の政策評価実施に当たっての基本方針や評価対象、評価方法等を各部に示す。	
3-2 政策評価関係								
3-2-1 事務事業評価(中間評価)の実施 - 実施機関評価 -							施策ごとに示した成果指標の達成に向け、施策を構成する事務事業が効果的に実施されているかという視点から、事務事業実施方針に示した内容に基づき、8/1時点での推進状況を整理する。	・事務事業実施方針に追記
3-2-2 施策評価の実施 - 実施機関評価 -							3-2-1で実施した事務事業評価の結果を踏まえ、各施策の成果指標の達成状況等の評価を行い、重点施策として新たな事務事業を実施する必要性など、次年度の施策の推進方針について実施機関としての考え方を整理する。	・業務執行計画に追記
3-2-3 施策評価の実施 - 全庁評価 -							3-2-2の実施機関評価の結果について、施策間の相互関連等を考慮しながら、道政の総合的推進という観点から、施策の推進状況及び今後の方向性について全庁評価を行う。	・業務執行計画に追記
3-3 新しい総合計画の点検・評価							政策評価の結果に基づき、総合計画の推進状況の中期的な点検・評価を、知事任期にあわせて実施する。	・詳細については、新しい総合計画の推進管理として別途検討

項 目	担当部署					項 目 概 要	備 考
	計画	政策	評価	組織	財政		
3 評価フェーズ(続き)							
3-4 事務事業評価(事前評価)関係							
3-4-1 実施機関評価の実施						4-2-2及び4-2-3で検討した事務事業のうち、重点事業分及び部内の新規拡充については、その具体的な内容及び必要コスト等の妥当性等を「事務事業実施方針」として整理し、各部で事前評価を実施する。	事務事業実施方針として整理
3-4-2 全庁評価の実施						3-4-1の実施機関評価の結果について、重点施策推進方針との整合性、具体的な内容及び必要コストの妥当性等の観点から、全庁事前評価を実施する。	事務事業実施方針に追記
3-4-3 次年度各部重点施策の知事へのプレゼン						3-4-2で実施した全庁事前評価の結果、点検チームにおいて実施の有効性が認められた重点施策の具体的な内容について、各部長から知事へプレゼンテーションを行う。	
4 改善フェーズ							
4-1 次年度基本方針関係							
4-1-1 次年度重点施策推進方針の決定						3-2-3の施策評価の結果を踏まえ、全庁的な観点から施策の優先度・重要度等を考慮した上で、次年度の道としての重点施策の推進方針を決定する。	
4-1-2 次年度組織機構改正方針の決定						職員数適正化計画等に基づき、組織機構改正方針を策定するとともに、次年度、各部に配分する定数について決定する。	・9月時点での暫定配分であり、最終的な配分は、4-3-4の「組織機構改正全庁調整」で決定
4-1-3 次年度予算編成方針の決定						次年度の収支見通し等を踏まえ、予算編成方針を策定するとともに、次年度、各部に配分する予算枠を決定する。	・9月時点での暫定配分であり、最終的な配分は、4-3-2の「予算知事査定」で決定 ・予算枠の適用範囲は別途検討 ・予算枠の決定に際しては、前年度予算執行状況等を踏まえたメリットシステムの導入を検討
4-2 各部「課検討」関係							
4-2-1 次年度組織機構の検討						4-1-2で策定した組織機構改正方針に基づき、次年度実施する事務事業の内容に照し、それらを効率的に実施するための組織機構のあり方を検討し、部案として整理する。	
4-2-2 次年度事務事業の検討						4-1-3で策定した予算編成方針及び施策評価の結果に基づき、次年度実施する事務事業を検討し、重点・新規拡充については、事務事業実施方針として整理する。	
4-2-3 次年度重点事業の検討						4-1-1で策定した重点施策推進方針に基づき、次年度実施する各部重点事業を、重点予算・定数枠を考慮しながら部内で整理する。	
4-3 予算・組織機構案取りまとめ関係							
4-3-1 予算要求						3-4-1及び3-4-2の事前評価の結果等を踏まえ、各部より予算要求を行う。	・個別査定の対象・方法は別途検討
4-3-2 予算知事査定						4-3-1の各部からの予算要求について、知事査定を行う。	
4-3-3 次年度予算案の取りまとめ						4-3-2の査定結果に基づき、次年度予算案を取りまとめる。	
4-3-4 組織機構改正全庁調整						4-2-1で各部が整理した組織機構改正案について、全庁調整を行う。	
4-3-5 次年度組織機構改正案の取りまとめ						4-3-4の全庁調整結果に基づき、次年度組織機構改正に関する道案を取りまとめる。	
4-3-6 次年度重点施策案の取りまとめ						4-3-2の査定結果に基づき、次年度重点施策案を策定する。	
4-4 各部施策推進方針及び業務執行計画の取りまとめ関係							
4-4-1 各部施策推進方針の見直し及び次年度業務執行計画・事務事業実施方針案の検討						4-3-3及び4-3-5の次年度予算案及び次年度組織機構改正案に基づき、各部施策推進方針のローリングを行うとともに、次年度の各部業務執行計画等を整理する。	
4-4-2 各部施策推進方針及び次年度業務執行計画・事務事業実施方針案の内容確認						4-4-1で各部が取りまとめた各部施策推進方針及び業務執行計画等の内容が、事前評価の結果を反映した内容となっているか等について、その妥当性の確認を行う。	

【表 - 1 P D C Aサイクルに基づく年間施策推進フロー作業項目概要】

現行の施策推進フローからの主な変更ポイント

施策推進管理関連

(詳細については、「2 新しい総合計画を起点とする施策推進体系」参照)

- ・新しい総合計画の策定に際し、総合計画と知事公約の実行計画等の位置づけを明確化する。
- ・国・市町村及び民間との役割分担を整理した上で、各施策ごとに達成すべき業務目標を明確化するとともに、その達成状況を管理するための成果指標を設定する。

- ・ 各部局の施策推進方針を全庁統一の体系・帳票に基づいて整理し、施策推進体系の中に位置づけることにより、各種計画の推進状況が効率的に把握できる仕組みを構築する。

政策評価関連

(詳細については、「3 政策評価制度の見直し」参照)

- ・ 目標管理型行政運営システムの導入に伴い、施策ごとに掲げた業務目標の達成度を評価する「施策評価」を政策評価制度の中心に位置づける。
- ・ フルコストを踏まえた評価とするため、政策評価の対象を業務目標の達成に係る全ての事務事業に拡大する。
- ・ 「事務事業評価」については、事務事業の実施状況を踏まえて各部局の裁量により施策優先度の決定ができるよう、実施機関評価を基本として実施する。
- ・ 限られた財源・人的資源を有効に活用するため、事前評価を本格導入し、予算・組織編成手続きとの連動を強化する。

予算編成手続き関連

(詳細については、「4 予算編成手続きの見直し」参照)

- ・ 政策評価との連携の強化を図るため、予算事業の必要性については、事務事業の事前評価結果を前提とする。
- ・ 経費削減及び歳入確保努力に対するインセンティブが働くよう、メリットシステム導入に向けて検討を実施する。

組織編成手続き関連

(詳細については、「5 組織編成手続きの見直し」参照)

- ・ フルコストを踏まえた政策評価の結果に基づき、執行体制の見直しを行うなど、評価結果を踏まえた組織機構改正の検討を行う。
- ・ 事務事業の実施状況等に基づき、柔軟な組織運営が可能となるよう、各部局の裁量による機動的な組織機構改正手続きについて検討を行う。

行財政改革関連

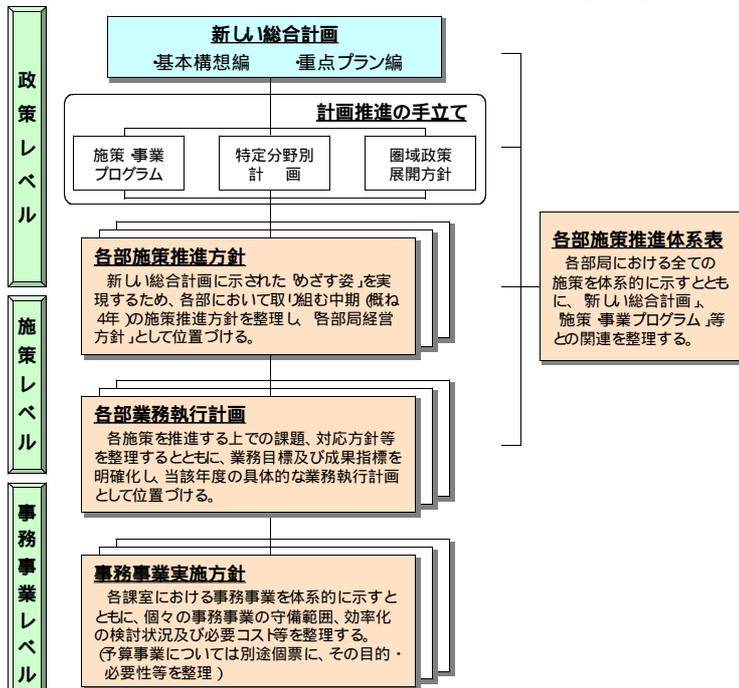
(詳細については、「6 行財政改革の推進」参照)

- ・ 政策評価の実施に際して、各部局が予算・定数等の経営資源管理の基本的な方向性を踏まえながら、主体的に施策推進の方向性を検討することが可能となる手続きを確保する。

2 新しい総合計画を起点とする施策推進体系

上記1に示した年間施策推進フローに基づき、効果的・効率的な施策展開を図るためには、既述のとおり、新しい総合計画を起点として道の全ての施策・事務事業を体系化し、具体的な業務目標・成果指標などの設定を行った上で、その着実な推進管理を進めていく必要がある。

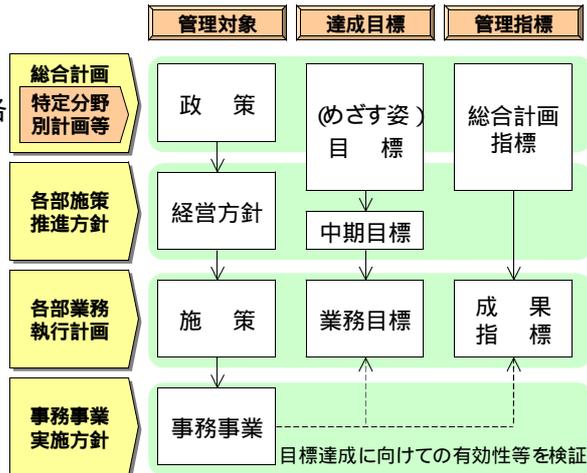
このため、「図 - 3 施策推進体系概念図」に示すとおり、現行の「各部施策概要」を代替するものとして、全庁統一の体系により、各部局ごとの「ミッション（使命）」「ビジョン（達成目標）」を明示した「各部施策推進方針」を策定し、各部局の中期的な経営方針として位置づける。



【図 - 3 施策推進体系概念図】

また、施策の実現効果の客観的な把握を可能とするため、国・市町村及び民間との役割分担を整理した上で、具体的な業務目標及び成果指標を設定した各施策ごとの年間の推進計画を「各部業務執行計画」に整理するとともに、その推進手段として実施する各事務事業と施策の関連を「事務事業実施方針」として体系化することにより、個々の事務事業の目的や守備範囲、必要コスト等、業務目標達成に向けた具体的な取組みを示すこととする。

その上で、総合計画及び施策・事業プログラム等と各施策の関連を「各部施策推進体系表」として整理することにより、「図 - 4 目標管理体系概念図」に示すとおり、総合計画において設定される「総合計画指標」を起点とした体系的な目標管理の実現が図られることとなり、効果的・効率的な施策の推進を図るとともに、目標意識の共有化など、職員意識の向上等を図ることが可能となる。



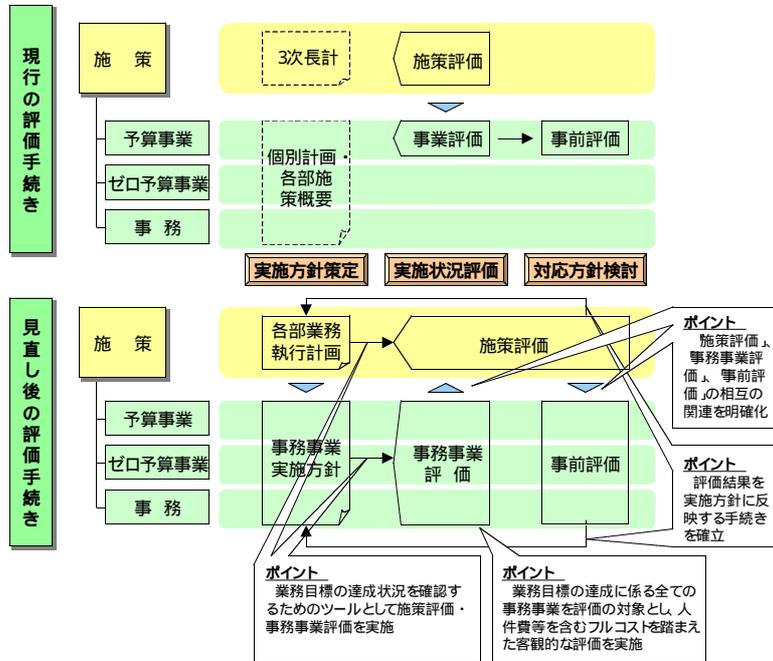
【図 - 4 目標管理体系概念図】

なお、「各部施策推進方針」、「各部施策推進体系表」、「各部業務執行計画」及び「事務事業実施方針」の具体的な記載項目及び様式については、今後、実施要領を策定する中で整理する予定であるが、現時点でのイメージ案を、巻末の「資料編」に示すこととする。

3 政策評価制度の見直し

上記2に示した施策推進体系に基づき、効果的・効率的な施策の推進を実現するためには、成果指標の達成状況に基づく着実な目標管理や、その評価結果を踏まえた施策優先度の決定など、政策評価制度のマネジメント機能のさらなる強化を図ることが必要となる。

現行の政策評価制度は、「基本評価」として「施策評価」及び「事業評価」を実施し、企画立案 - 実施 - 評価という政策のマネジメントサイクルのもとに、評価結果を道政の各分野に反映させることとしているが、PDCAサイクルの確立に伴い、「各部業務執行計画」に示した成果指標等の検証を行う「施策評価」を中心とした体



【図 - 5 政策評価フロー図】

系への見直しを行うことにより、各部局の経営方針として策定する「各部施策推進方針」と有機的に連動した評価制度の確立を目指すこととする。

具体的には、「図 - 5 政策評価フロー図」に示すとおり、

「各部業務執行計画」及び「事務事業実施方針」の推進状況を、それぞれ「施策評価」「事務事業評価」により検証するなど、計画フェーズで策定した業務目標の達成状況を確認するツールとして政策評価を位置づけることにより、「計画 (Plan)」「実行 (Do)」「評価 (Check)」というサイクルを確立する

政策評価の結果に基づく施策の優先度等の「各部業務執行計画」、「事務事業実施方針」への反映など、改善フェーズの取組結果を計画へローリングする手続きを行財政運営システムに明確に位置づけることにより、「評価 (Check)」「改善 (Action)」「計画 (Plan)」というサイクルを確立する

施策を構成する個々の事務事業の有効性を検証する「事務事業評価」の結果を踏まえた「施策評価」の実施、さらには、「施策評価」の結果に基づき検討した次年度事務事業の「事前評価」による有効性等の検証など、各評価の相互関係を明確化することにより評価間の連動性を高める

評価結果を次年度の予算・組織編成に的確に反映するため、業務目標の達成に係る全ての事務事業を評価の対象とし、人件費等を含むフルコストを踏まえた評価を実施する

などの見直しを行うとともに、各部局の予算・組織編成における裁量の範囲の明確化

により、事務事業評価の点検から改善方向の検討については、原則、実施機関評価を基本とするなど、「表 - 2 政策評価制度見直しの考え方概要」に基づき、必要な見直しを行うこととする。

	現行の評価システム			見直しの考え方		
	施策評価	事業評価	事務事業評価	施策評価	事業評価	事務事業評価
基本的な考え方	施策の点検・検証を行い、今後の施策展開の基本的な考え方や方向性などを明らかにする。	施策評価の結果を踏まえ、不要・不急な事業、既に役割を終えている事業など、徹底した事務事業の見直しを行う。	選択と集中の視点に立ち、限られた財源の効率的・効率的な配分に努めるため、新規・見直し事業等の評価を行う。	道政の総合的推進という観点から、成果指標の達成状況及び対応方針を明らかにする。	事務事業の実施状況を評価し、施策を推進する上で実施手法等について、見直しの必要性を検証する。	施策評価結果に基づき検討された事務事業の有効性、効率性等について評価を行う。
評価対象	3次長計に掲げる主な施策、及びこれに準じて整理した施策	当該年度予算に計上されている事業（一部除く）	重点事業、新規・見直し事業	各部署業務執行計画に整理される全ての施策	「事務事業実施方針」に整理される業務目標の達成に係る全ての事務事業	重点事業、新規・見直し事業
評価の主な視点	・目標の達成状況 ・主な施策の達成状況 ・目標達成に向けた施策の寄与度	道が実施することの妥当性 事業の効果 事業の必要性 事業の緊急性・優先性 民間能力の活用 事業の対象・手段 事業の休廃止の影響	道が実施することの妥当性 事業の必要性 事業の緊急性 事業の優先性 事業の有効性	業務目標の達成状況（定性的評価） 成果指標の達成状況（定量的評価）	事務事業実施方針に基づく事務事業の実施状況の評価	道が実施することの妥当性 事業の必要性 事業の緊急性 事業の優先性 事業の有効性 事業実施の効率化の検討 必要コスト
実施方法	実施機関評価 全庁評価			〔総合計画及び重点施策に位置づけられる施策のみ〕	〔施策評価において確認〕	
評価サイクル	複数年（3次長計の推進管理に対応）	毎年度	毎年度（試行実施）	毎年度	毎年度	毎年度
評価調書	施策評価調書を作成	事業評価調書を作成	事前評価調書を作成	各部署業務執行計画を使用（資料編に示したイメージ案の網掛け部分に追記）	事務事業実施方針を使用（資料編に示したイメージ案の網掛け部分に追記）	事務事業実施方針を作成

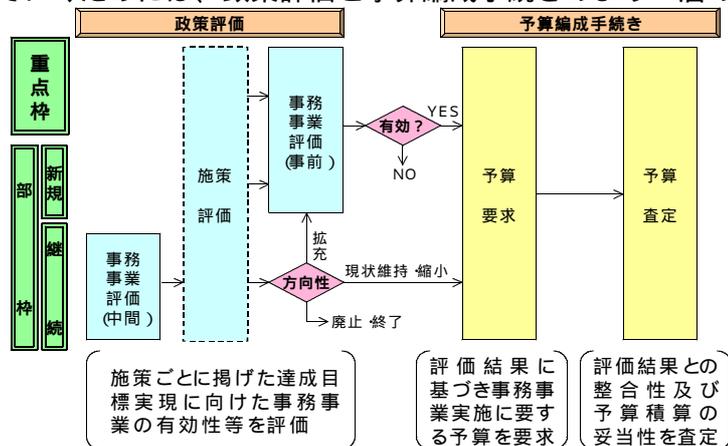
【表 - 2 政策評価制度見直しの考え方概要】

なお、これらの見直しに併せ、各部署の説明責任の確保や外部知見の活用、さらには道民参加の促進など、政策評価制度の包括的な見直しを行うことが必要となるため、本計画とは別に「政策評価制度の見直し方針」を策定し、本計画に基づく行財政運営基本システムの見直しと連動しながら、政策評価手続き等の具体的な検討を行っていくこととする。

4 予算編成手続きの見直し

政策評価結果を踏まえた施策優先度に基づき、限られた財源を有効に活用しながら効率的に事務事業を実施していくためには、政策評価と予算編成手続きのより一層の連動を図ることが必要となる。

このため、「図 - 6 政策評価・予算相互関連概念図」に示すとおり、事務事業評価において、業務目標達成に向けて有効と判断された予算事業については、政策評価による検証結果に基づいて予算編成を行うことを原則と



【図 - 6 政策評価・予算相互関連概念図】

し、予算査定においては、評価結果との整合性及び予算積算の妥当性等を中心とした検討を行うなど、政策・予算の連動性を確保することにより、評価結果の予算編成への着実な反映を図っていくこととする。

また、厳しい財政状況の下で、道政上の諸課題に柔軟に対応するには、中長期の収支見通しや歳入の状況を踏まえた計画的な財政運営が求められるため、これまでも予算の一定額を「部局枠」として予め配分する枠算定方式を導入するなど、予算編成に関する権限の移譲を図ってきたところであるが、今後も、個別査定対象の見直しなどについて継続的に検討を行うとともに、道政の総合的な推進という観点に基づき重点施策を推進するための「重点予算枠」の設定や経費見直し・歳入確保努力に応じて重点的に予算を配分するメリットシステムの導入など、施策推進と資源配分の合理性を重視した予算編成手続きの実現を目指す。

なお、これらの課題については、今後、「新たな行財政改革の取組み」に示した財政構造改革に向けた取組みの推進状況等を踏まえながら、「重点予算枠」の考え方やメリットシステムの導入手法等について、その導入時期を含め、具体的な検討を実施していくこととする。

5 組織編成手続きの見直し

政策評価と予算編成手続きの連動については上記4において述べたとおりであるが、政策評価制度をマネジメントツールとして有効に活用し、効率的な執行体制を確立するには、組織編成手続きとの連動についても併せて実現を図っていかなくてはならない。

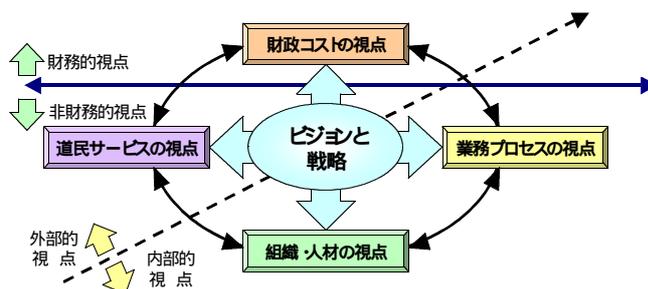
これまでは、人的資源に係るコストを評価に取り入れていないため、評価結果を組織編成に反映することが不十分であったが、上記3に示したとおり、政策評価制度の見直しにおいて、人件費を含むフルコストを踏まえた評価を実施する予定としていることから、今後は事務事業評価の結果に基づく必要工数の把握により、類似する事業を執行体制の観点から比較し効率性の向上につなげるなど、組織機構手続きとの連動を図ることが可能となる。

また、「各部施策推進方針」や「各部業務執行計画」に示した業務目標の達成状況など、政策評価の結果を踏まえ、現状を前提とすることなく組織機構のあり方を見直すことにより、各部局が限られた人的資源の中で柔軟な組織運営が可能となるよう、組織機構改正に係る手続きについても、併せて検討を進めていかなくてはならない。

このため、上述の「政策評価制度の見直し方針」に基づくフルコストの設定方法等を踏まえながら、目標達成度に伴う定数配分や部局案に対する全庁調整のあり方など、組織機構改正に係る具体的な手続きについて今後検討を進め、政策評価制度との連動に向けて具体化していくこととする。

6 行財政改革の推進

本計画の目的は、『第1節基本方針』に示したとおり、上記1から5に掲げた種々の取組みを着実に実施することにより、政策評価・予算・組織のより一体的な運営を実現し、行政運営の効率化と行政サービスの維持向上を目指すことにある。



【図 - 7 業務目標設定における4つの視点】

このため、「各部施策推進方針」及び「各部業務執行計画」に設定する個々の業務目標として、「道民サービスの視点」と併せて「財政コスト」、「業務プロセス」、「組織・人材」などの「行財政改革の視点」を反映するとともに、政策評価の実施に際して、各部局が予算・定員等の経営資源管理の基本的な方向性を踏まえながら、主体的に施策推進の方向性を検討することが可能となる手続きを構築するなど、行財政改革の取組みとの連動を図っていくこととする。

7 推進体制の構築

これらの手続きに基づき、業務目標の達成に向けて効果的に事務事業を推進していくためには、重点施策等を総合的・効果的に推進するための組織の整備が必要となる。

これまで、組織機構の見直しについては、類似業務や代表課機能の見直しによる部の課室の再編や、意志決定の迅速化、業務責任の明確化を図るための局制導入など、抜本的な組織機構の見直しに継続的に取り組んできたところであるが、PDCAサイクルにおいては、「図 - 2 PDCAサイクルに基づく年間施策推進フロー」に示したとおり、政策担当部署である「計画」、「政策」及び「評価」の担当部門の一元化や、財政・組織担当部署との連携強化など、施策推進サイクル全体を包括的に管理運営する体制のさらなる強化が求められることになる。

このため、今後、PDCAサイクルの導入に合わせて、経営管理全体を担う組織のあり方について検討を行っていくこととする。

8 導入手法

PDCAサイクルに基づく行財政運営基本システムの導入は、現状の業務運営の抜本的改革となることから、事前の十分な検討、試行等が必要となる。

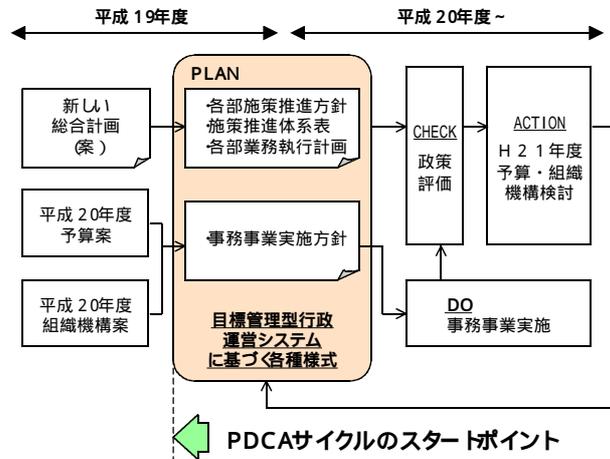
このため、平成20年度の本格実施に向けての作業項目及びスケジュール等、具体的な導入手法を次のとおり整理する。

(1) 試行実施及び本格導入に向けての考え方

PDCAサイクルに基づく施策推進フローは、各作業項目が相互に密接に関連した「輪(サイクル)」として構築されることになる。特に、目標管理型行政運営システム及び政策評価制度の見直し等は、次年度の予算・組織編成に直結するもので

あることから、試行としてP D C Aサイクル全体を模擬的に実施することは困難である。

このため、平成19年度においては、各部一施策程度を抽出し、「各部施策推進方針」「各部署業務執行計画」及び「事務事業実施方針」を作成した上で、各施策における業務目標・成果指標の設定やフルコストを踏まえた政策評価を試行として実施することにより、本格導入に向けての問題点を洗い出し、実施要領の検討に反映していくこととする。



【図 - 8 本格導入に向けての考え方】

また、本格導入に際しては、これまでの施策推進に係る各種作業との整合性を確保しながら円滑に移行できるよう、「図 - 8 本格導入に向けての考え方」に基づき、資料編に掲げた各種様式を、「新しい総合計画」が策定される平成19年度末までに作成することとし、平成20年4月からの本格導入に向けたP D C Aサイクルのスタートポイントとして準備を行うこととする。

(2) 導入スケジュール

上記(1)の考え方に基づき、本格導入までの作業スケジュールを「図 - 9 本格導入スケジュール」のとおり整理する。

	H18		H19												H20											
	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12			
1 導入計画の取りまとめ																										
2 各種実施要領の策定																										
2-1 目標管理型行政運営システム																										
2-1-1 各部施策推進方針作成要領案の策定																										
2-1-2 各部署業務執行計画作成要領案の策定																										
2-1-3 事務事業実施方針作成要領案の策定																										
2-2 政策評価システム																										
2-2-1 施策評価実施要領案の策定																										
2-2-2 施策評価実施結果の反映方針の検討																										
2-2-3 事務事業評価実施要領案の策定																										
2-3 予算編成手続き																										
2-3-1 予算編成手続作業詳細フローの検討																										
2-3-2 予算編成手続年間スケジュールの検討																										
2-3-3 重点施策推進方針の整理方針の検討																										
2-3-4 目標管理型行政運営システムとの整合性確認																										
2-4 組織編成手続き																										
2-4-1 組織編成手続作業詳細フローの検討																										
2-4-2 組織編成手続年間スケジュールの検討																										
2-4-3 目標管理型行政運営システムとの整合性確認																										
2-5 実施要領の取りまとめ																										
3 試行の実施																										
3-1 試行実施計画の策定																										
3-1-1 試行実施方針の検討																										
3-1-2 試行実施スケジュールの検討																										
3-1-3 試行実施対象の検討																										
3-2 試行実施																										
3-2-1 試行実施説明会の実施																										
3-2-2 試行実施																										
3-3 試行実施結果の評価																										
3-3-1 試行実施結果の整理																										
3-3-2 実施結果に基づき課題の洗い出し																										
3-3-3 課題への対応方針の検討																										
3-3-4 各種実施要領の改定 最終化																										
4 本格導入																										
4-1 目標管理型行政運営システム																										
4-2 政策評価制度																										
4-3 予算編成手続き																										
4-4 組織編成手続き																										

【図 - 9 本格導入スケジュール】

(3) 導入対象

「P D C A サイクルに基づく成果志向の行財政運営基本システム」は、全庁に適用することが望ましいが、本格導入を予定している平成20年度に向けては、支庁制度改革の検討が並行して進んでいることから、当面は本庁を対象として導入し、その運用実績及び各支庁の地域政策立案機能のあり方の検討状況等を踏まえながら、導入対象の拡大を図っていく。

なお、本計画は知事部局を対象としたものであるが、政策評価制度の見直し等、教育庁、道警本部及び各種委員会事務局に関連する内容であることから、必要に応じて連携を図りながら推進していくこととする。

(4) その他

本計画に基づくP D C A サイクルについては、道政を取り巻く社会経済情勢や本格導入後の運営状況等に応じて随時必要な見直しを行うとともに、さらなる拡充に向けての検討を継続して実施していくこととする。

資料編

(1) 目標管理型行政運営システム様式イメージ

- ・ 各部施策推進方針
- ・ 各部施策推進体系表
- ・ 各部業務執行計画
- ・ 事務事業実施方針 (総括表・予算事業)

(2) 検討体制

- ・ 行財政運営基本システム検討会議設置要領

様式名	施策推進方針	作成サイクル	施策・事業プログラムと同期をとって作成	作成単位	各部局単位に作成 なお、部局内の基本施策が他分野にわたり、局別に管理した方が効率的であると認められる場合は、局別に作成することも可とする
目的	新しい総合計画に示された「めざす姿」を実現するため、各部局において取り組む中期（概ね4年）の施策推進方針を作成し、「各部局経営方針」として位置づける。			作成単位	
項目	更新	記載内容			備考
基本事項					
部局名		部局名を記載する。（局別に作成する場合は、局名を併せて記載）			部単位での作成を基本とするが、必要に応じて局別に作成することも可とする
施策推進方針コード		施策を体系的に管理するため、管理コードを付与する。			管理コード体系については別途設定
対象期間		対象期間を記載する。			対象期間内で年度毎にローリングを実施
作成年月日		作成年月日を記載する。（ローリング時にバージョンを更新）			バージョンの管理体系は別途設定
基本方針					
ミッション（使命）		<p>施策展開を行う上での基本指針として、各部局の「組織としての存在目的・意義」を定義する。</p> <p>例）わたしたちは、地球的視野に立ち、世界中の顧客の満足のために、質の高い商品を適正な価格で提供することに全力を尽くす」（本田技研工業株式会社） 産業人たる本分に徹し、社会生活の改善と向上を図り、世界文化の進展に寄与せんことを期す」（松下電器産業株式会社）</p>			
ビジョン（達成目標）		<p>ミッションに基づき、当該分野における目指すべき姿を明確にするとともに、新しい総合計画において示す関連分野の総合計画指標など、計画期間において部局として「達成すべき組織目標」を定義する。</p> <p>例）「ユビキタスネットワーク社会の実現」「地域環境との共存」（松下電器産業株式会社）</p>			
外部環境動向					
社会経済情勢の動向		<p>ビジョンとして掲げた達成目標の実現を目指し、考慮すべき社会経済情勢について記載する。また、その社会経済情勢の変化の客観的な裏付けとなる各種指標を、「関連指数」として示す。</p>			
道民ニーズ		<p>ビジョンとして掲げた達成目標の実現に向け、的確な施策展開を図るため、当該分野に係る道民ニーズの動向を分析する。</p>			
基本方針と各課のミッション・役割分担					
課名		対象となる課名を記載する。			基本的には、更新の対象外とするが、組織機構改正等により部局内の組織体制が変更となった場合は見直しを行う
ミッションと役割		部局として設定したミッション・ビジョンを実現するために、各課にどのようなミッションと役割を設定するかを記載する。			
重点施策					
施策コード		施策を体系的に管理するため、管理コードを付与する。			管理コード体系については別途設定
施策名		ビジョンとして掲げた達成目標を実現するため、重点的に取り組む施策を記載する。			施策推進体系表とリンク
施策の概要		重点施策の概要を記載する。			

様式名	施策推進体系表	作成サイクル	施策・事業プログラムと同期をとって作成	作成単位	各部局単位に作成 なお、部局内の基本施策が他分野にわたり、局別に管理した方が効率的であると認められる場合は、局別に作成することも可とする
目的	各部局における全ての施策を体系的に示すとともに、「新しい総合計画」、「施策・事業プログラム」等との関連を整理する。				
	項目	更新	記載内容		備考
新しい総合計画					
	めざす姿 政策の柱 小柱		施策が「新しい総合計画」に位置づけられる場合、その「めざす姿」-「政策の柱」-「小柱」を記載する。		施策が「新しい総合計画」に位置づけられる場合のみ記載する。
施策					
	コード 施策名		施策を体系的に管理するため、管理コードを付加する。 各部局が「施策推進方針」の対象期間に取り組む全ての施策を記載する。		管理コード体系については別途設定
計画上の位置づけ					
	総合計画 重点P 施策・事業PG 特定分野別計画		「新しい総合計画」の施策管理コードを記載する。 「新しい総合計画」の重点プランに該当する場合は「」を付する。 「施策・事業PG」における施策管理コードを記載する。 特別分野別計画の計画名と施策管理コードを記載する。		施策が各計画に位置づけられる場合のみ記載する。 なお、各部局において別途特定分野別計画の推進管理を行う場合は、記載を省略することを可とする。 各計画の管理コード体系については別途規定
所管課名					
	所管課名		施策を所管する課名を記載する。		

部業務執行計画

施策コード	関連施策推進方針コード				所管課名				
施策名		重点施策		対象期間	作成年月日 (Ver)				
評価年月日 (Ver)	1次評価		2次評価		3次評価				
計画上の位置づけ	総合計画 (重点P)	()	施策・事業 PG		特定分野別計画				
現状認識		課題項目・懸案事項			対応方針				
					道の役割				
					国・市町村の役割				
					民間の役割				
					道の役割				
					国・市町村の役割				
					民間の役割				
業務目標	目標設定の視点	道民サービスの視点	財政コストの視点	業務プロセスの視点	組織・人材の視点	実施状況評価			
	課題								
	目標								
成 果 指 標									
指 標 (単 位)	目 標 値					設定根拠	事務事業 コード	達成度評価	
	基準年(度)	平成 年(度)	平成 年(度)	平成 年(度)	平成 年(度)			目標年(度)	区分
施策推進状況評価	評価結果					新たな取り組み	重点 要 否		
施策推進の方向性						全庁評価 意見			

様式名	業務執行計画	作成サイクル	年次	作成単位	施策単位で作成 なお、施策の関係部署が複数にまたがる場合は、主管課が関係課と調整した上で作成する。 (各課長・参事ラインごとに1施策程度を想定)
目的	各施策の達成目標を明確化するため、「道民サービス」財政コスト」業務プロセス」組織・人材」の各視点から、具体的な取り組みを推進する上での課題と目標を整理する。			作成単位	
項目	記載内容			備考	
基本事項					
施策コード	施策を体系的に管理するため、管理コードを付加する。			管理コード体系については別途設定	
関連施策推進方針コード	相互に連携を図りながら推進すべき施策がある場合は、当該施策の施策推進方針コードを記載する。			複数記載可	
所管課名	施策を所管する課名を記載する。				
施策名	施策名を記載する。				
重点施策	施策推進方針において重点施策に指定している場合は を付する。				
対象年度	対象年度を記載する。				
作成年月日	作成年月日を記載する。(継続実施時にバージョンを更新)				
評価年月日					
1次評価	施策評価の各課評価実施年月日を記載する。				
2次評価	施策評価の各部評価実施年月日を記載する。				
3次評価	施策評価の知事評価実施年月日を記載する。			知事評価対象外の場合は記載不要	
計画上の位置づけ					
総合計画(重点P)	新しい総合計画」の施策管理コードを記載する。また、重点プランに該当する場合は、()内にを付する。			施策が各計画に位置づけられる場合のみ記載する。	
施策・事業PG	施策・事業PG」における施策管理コードを記載する。			なお、各部局において別途特定分野別計画の推進管理を行う場合は、記載を省略することを可とする。	
特定分野別計画	特定分野別計画の計画名と施策管理コードを記載する。			各計画の管理コード体系については別途設定	
課題・対応方針					
現状認識	施策を推進していくにあたって、考慮すべき社会経済情勢や道民ニーズの変化等について記載する。				
課題項目・懸案事項	現状認識に基づき、施策推進上の課題及び懸案事項を記載する。				
対応方針	課題項目・懸案事項を解決するための具体的な対応方針を、国・市町村及び民間との役割分担を整理した上で記載する。				
課題・目標					
道民サービスの視点	財務的視点を考慮し、道民サービスの向上を図るために重点的に取り組むべき課題を分析した上で、達成すべき目標について記載する。			最少の経費で最大の効果を上げる」ために必要な4つの視点に基づき、施策推進上の課題を洗い出す。	
財政コストの視点	納税者の視点に立ち、財務的視点から重点的に取り組むべき課題を分析した上で、達成すべき目標について記載する。				
業務プロセスの視点	道民満足度の向上やコスト削減のため、業務プロセスや執行方法について、特に取り組むべき課題を分析した上で、達成すべき目標について記載する。				
組織・人材の視点	財務的目標を達成しながら道民サービスの向上を図るために、効率化された業務プロセスを備えることを目指す上で、職員能力の向上、簡素で効果的、効率的な組織機構の構築について、特に取り組むべき課題を分析した上で、達成すべき目標について記載する。				
実施状況評価	4つの視点に基づく設定した業務目標について、当該年度の達成状況を記載する。				

成果指標		
指標(単位)	各視点に基づく課題・目標の達成状況を計るため、それぞれ成果指標を設定する。	
目標値 -基準年度 -各年度 -達成年度	成果指標の具体的な目標値を、基準年度、対象期間内の各年度、達成年度ごとに示す。	基準年度及び達成年度は、基本的には「各部施策推進方針」に示した「総合計画指標」との整合性を考慮した上で設定する。
設定根拠	課題・目標と成果指標の関連など、設定根拠を明らかにする。	
事務事業コード	成果指標の達成に向け具体的に実施する事務事業の管理コードを記載する。	事務事業推進体系表とリンク
施策評価項目		
達成度評価	成果指標の当該年度の達成状況を一定の基準に基づき評価するとともに、その評価理由について記載をする。	達成状況の評価基準については別途設定
施策推進状況評価	成果指標の達成状況等を踏まえ、当該年度の施策の推進状況を一定の基準に基づき評価する。	推進状況の評価基準については別途設定
施策推進の方向性	次年度の施策の推進の方向性を整理するとともに、新たな事務事業の実施等を要する場合は、その内容についての概要を示す。	
全庁評価意見	総合計画及び重点施策に位置づけられる施策については、全庁評価を実施し、その評価結果を記載する。	

様式名	事務事業実施方針 (総括表)	作成サイクル	年次	作成単位	各課室単位に作成 (予算事業については、個別表の内容を転記)
目的	業務執行計画において示した業務目標を達成するために実施する全ての事務事業について、守備範囲、効率化の検討状況及び必要コスト等を整理する。				
項目	記載内容			備考	
施策					
コード	事務事業が施策推進体系表に示した施策に位置づけられる場合、そのコード及び施策名を記載する。			事務事業が施策に位置づけられる場合のみ記載する。	
施策名					
事務事業					
コード	事務事業を体系的に管理するため、管理コードを付加する。			管理コード体系については別途設定	
事務事業名	事務事業名を記載する。			予算事業の場合は、予算名を記載する。	
事務事業概要	事務事業の概要を記載する。				
分類					
重点	当該事務事業が重点事業の場合は を付する。				
予算	当該事務事業が予算事業の場合は を付する。				
赤チャ	当該事務事業が赤レンガ チャレンジ事業の場合は を付する。				
必要性等検証					
守備範囲	当該事務事業の守備範囲が「民間開放推進計画」で示す4つの領域のいずれに当たるかを、その理由と併せて記載する。			守備範囲の区分のあり方については、事務事業の一斉点検の実施結果等を踏まえ、必要に応じて随時見直し	
効率化の検討状況	当該事務事業を効率的に実施するため、民間能力の活用、執行体制の効率化等について、具体的に検討した内容及び実際に取り組む内容を記載する。			検討区分については別途設定	
必要コスト					
人工数	事務事業の実施に要する人工数を見積もり記載する。			継続事務事業の場合は、下段に前年度実績を記載する。(フルコストの観点から記載項目については精査要)	
予算額	事務事業の実施に要する予算額を記載する。(予算事業以外は記載不要)				
その他	その他、事務事業を実施する上で必要となる経費等を記載する。				
事務事業評価					
事前評価	前年度に実施した事前評価の対象となっている事務事業の場合は を付する。				
1次評価意見 (中間評価)	当該年度の事務事業の実施状況についての1次評価 (担当課)の結果を記載する。				
2次評価意見 (中間評価)	2次評価 (担当部)の結果を記載する。				
その他					
新規 継続	事務事業の新規・見直し・継続の別を記載する。				
所管グループ名	事務事業を所管するグループ名を記載する。				

事務事業実施方針(予算事業)【事務事業評価シート】

予算事業名				事務事業コード	関連施策コード			
予算事業種別	重点	非重点	赤チャ	継続区分	新規	見直し	継続	
担当部署				グループ名	内線			
評価年月日	事前評価	実施機関		全庁				
	中間評価	1次		2次				
目 的 ・ 概 要								
予 算 事 業 内 容								
守備範囲	民間との役割分担			説明】				
必要性				事務事業実施の効率化	民間能力の活用			
緊急性					事業コストの削減			
優先性					執行体制効率化			
					その他			
有効性				関連する成果指標				
	説明】							
実施時期	始期	年度から	期限	年度まで				
必要コスト	予算額 (千円)	区 分	~平成17年度		平成18年度		平成19年度	
			金額	内訳	金額	内訳	金額	内訳
	人工数 (人月)	区 分	人工	内訳	人工	内訳	人工	内訳
		本 庁						
	出先機関							
その他	区 分	金額	内訳	金額	内訳	金額	内訳	
事務事業評価(事前評価)								
実施機関評価意見				全庁評価意見				
説明】				説明 意見】				
事務事業評価(中間評価)								
1次評価意見				2次評価意見				
説明】				説明 意見】				

様式名	事務事業実施方針 (予算事業)	作成サイクル	年次	作成単位	予算事業単位に作成
目的	業務執行計画において示した業務目標を達成するために実施する予算事業の目的・概要及び必要コスト等を整理する。				
項目		記載内容			備考
基本事項					
予算事業名	予算事業名を記載する。				
事務事業コード	事務事業コードを記載する。				管理コード体系については別途設定
関連施策コード	当該事務事業が位置づけられる施策のコードを記載する。				
予算事業種別	当該事務事業を重点事業 / 非重点予算事業 / 赤レンガ・チャレンジ事業のいずれかに区分する。				
継続区分	予算事業の新規・見直し・継続の別を記載する。				
担当部署・グループ名・内線	予算事業を所管する担当課・グループ名及び内線番号を記載する。				
評価年月日	事前評価及び中間評価の実施年月日を記載する。				事前評価の対象外の場合は記載不要
予算事業内容					
目的・概要	予算事業の実施目的及び事業概要を記載する。				
予算事業内容	具体的な実施計画等、事業の内容について記載する。				
必要性等検証					
守備範囲	当該予算事業の守備範囲が「民間開放推進計画」で示す4つの領域のいずれに当たるかを、その理由と併せて記載する。				守備範囲の区分のあり方については、事務事業の一斉点検の実施結果等を踏まえ、必要に応じて随時見直し
必要性	外部環境動向等を踏まえ、当該事務事業を実施することの必要性について記載する。				
緊急性	緊急に対応すべき課題の有無等、当該事務事業の緊急性について記載する。				
優先性	施策を構成する他の事務事業との比較において、優先的に実施する必要性の有無及びその理由を記載する。				
有効性	当該事務事業の実施により効果が見込まれる成果指標を示した上で、関連する施策の目標達成に向けての寄与度及びその理由を記載する。				有効性の区分については別途設定
事務事業実施の効率化	当該予算事業を効率的に実施するため、民間能力の活用、事業コストの削減及び執行体制の効率化等について、具体的に検討した内容および実際に取り組む内容を記載する。				検討区分については別途設定
必要コスト					
実施時期	当該予算事業の実施期間を記載する。				
予算額	当該予算事業の実施に要する予算要求額を記載する。				これまでの累計及び当該年度分を併せて記載する。(フルコストの観点から記載項目については精査要)
人工数	当該予算事業の実施に要する人工数を本庁、出先機関ごとに積算し記載する。				
その他	その他、予算事業を実施する上で必要となる経費等を記載する。				
事務事業評価					
実施機関評価意見 (事前評価)	事前評価の実施機関評価結果を記載する。				重点予算・定数枠の要求に係るもののみ以外に全庁事前評価の対象とする事務事業があるか別途検討要
全庁評価意見 (事前評価)	全庁事前評価の結果を記載する。				
1次評価意見 (中間評価)	当該年度の事務事業の実施状況についての1次評価 (担当課)の結果を記載する。				
2次評価意見 (中間評価)	2次評価 (担当部)の結果を記載する。				

行財政運営基本システム検討会議設置要領

第1 趣旨

「新たな行財政改革の取組み」に基づき、P D C Aサイクルに基づく行財政運営基本システムの導入に向けた具体的な手続き等の検討を行うため、行財政運営基本システム検討会議(以下「検討会議」という。)を設置する。

第2 所掌事項

- 1 P D C Aサイクルに基づく行財政運営基本システム導入基本方針に関すること。
- 2 P D C Aサイクルに基づく行財政運営基本システム導入計画に関すること。
- 3 政策評価制度の見直しに関すること。
- 4 予算・組織編成手続きの見直しに関すること。

第3 組織及び会議

- 1 検討会議は、それぞれ別表1に掲げる職にある者をもって構成する。
- 2 検討会議は、座長が召集する。
- 3 検討会議には、必要に応じて別表1に掲げる職にある者以外の出席を求めることができる。

第4 ワーキンググループ

検討会議の円滑かつ効率的な運営を図るほか、個別課題に関する具体的な検討や調整を行うため、検討会議の下にワーキンググループを置く。

- 1 ワーキンググループは別表2に掲げる職にある者をもって構成する。
- 2 ワーキンググループには、必要に応じて別表2に掲げる職にある者以外の出席を求めることができる。

第5 事務局

検討会議の事務局は総務部行政改革局行政改革課に置く。

第6 その他

この要領に定めるもののほか、検討会議、及びワーキンググループの運営に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成18年7月18日から施行する。

別表1（第3關係）

総務部行政改革局行政改革課長 総務部行政改革局行政改革課主幹（行政管理） “ 主幹（評価点検） 総務部人事局人事課主幹（組織） 総務部財政局財政課主幹（予算） 知事政策部主幹（政策企画） 企画振興部地域振興・計画局計画室主幹（計画調整）	座 長
--	-----

別表2（第4關係）

総務部行政改革局行政改革課主幹（行政管理） 総務部行政改革局行政改革課主査（業務改善） “ 主査（評価点検） 総務部人事局人事課主査（組織） 総務部財政局財政課主査（予算） 知事政策部参事主査（政策企画） 企画振興部地域振興・計画局計画室主査（計画調整）	座 長
---	-----

P D C A サイクルに基づく成果志向の
行財政運営基本システム導入基本計画
平成 1 9 年 3 月
総務部行政改革局行政改革課